

福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号)

最終改正：平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日の振替等)

第2条 条例第4条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第4条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第4条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（第4項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第7条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第3条 任命権者は、条例第6条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第4条 条例第7条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第7条第1項の規定による請求は、早出遅出勤務（同項に規定する早出遅出勤務

をいう。以下同じ。)を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ行うものとする。

- 3 条例第7条第1項の規定による請求があった場合において、任命権者は、公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 4 任命権者は、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。
 - 5 前3項の規定は、条例第7条第2項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員について準用する。
 - 6 条例第7条第1項第2号の規則で定める職員は、当該職員の子（同項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項、次条第1項第2号及び別表第2において同じ。）が児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業、同法6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他広域連合長が定める事業（以下「放課後デイサービス事業等」という。）を利用している職員であって、当該放課後デイサービス事業等を行う施設に当該子を送迎するものとする。
 - 7 条例第7条第2項のその他規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員と生計を一にする次に掲げる者
 - ア 三親等内の親族（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び前号に掲げるものを除く。）
 - イ 配偶者の父母の配偶者
 - 8 条例第7条第2項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）
- 第5条 条例第8条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 条例第8条第1項に規定する深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における終業日数が1か月について3日以内の者を含む。）であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は出産後8週間を経過しない者でないこと。
- 2 条例第8条第1項の規定による請求は、深夜における勤務の制限を請求する1の期間（6か月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1か月前までに行うものとする。
 - 3 条例第8条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、条例第8条第4項において準用する同条第1項の要介護者を介護する職員について準用する。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第6条 条例第8条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務（条例第6条に規定する勤務をいう。）の制限を請求する一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行われなければならない。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 条例第8条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、同項に規定する措置（以下この条において「措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第8条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 第1項から前項までの規定は、条例第8条第4項において準用する同条第2項及び第3項の要介護者を介護する職員について準用する。

(代休日の指定)

第7条 条例第10条第1項の規定による代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、代休日の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(年次有給休暇の日数)

第8条 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数

(2) 当該年において特別職職員等（条例第12条第1項第3号に規定する特別職職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 特別職職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

2 条例第12条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に特別職職員等になり、引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇（年次有給休暇に相当する休暇を含む。以下この項及び次項において同じ。）の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

6 任命権者は、前各項の規定により難い事情があると認めるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

（年次有給休暇の繰越し）

第9条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、1の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。

2 前項の規定により繰り越した年次有給休暇がある場合においては、当該繰り越した年次有給休暇から先に受けるものとする。

（年次有給休暇の単位）

第10条 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

（病気休暇）

第11条 条例第13条第2項の規則で定める病気休暇の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 結核性疾患により長期の療養を要する場合 2年以内の必要と認める期間

(2) 負傷又は疾病のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 次に掲げる疾病の区分に応じ、それぞれ次に定める日数の範囲内で必要と認める期間

ア 成人病、精神科疾患及び特定疾患 180日

イ 負傷並びに前号及びアに掲げる疾病以外の疾病 90日

（特別休暇）

第12条 条例第14条の規則で定める場合は、別表第2各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

2 別表第2の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

（介護休暇）

第13条 条例第15条第1項の規定による職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命

権者に対し行わなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第13条の3 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 3 条例第15条の2第3項の規定による給与の減額に当たり、その勤務しない全時間につき1時間未満の端数が生じた場合の単位は、30分とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第14条 条例第16条の規則で定めるものは、別表第2第1号及び第7号に規定する休暇とする。

第15条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第18条第

1項において同じ。)の請求について、第11条各号又は第12条第1項の場合における休暇に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇の届出)

第17条 職員は、年次有給休暇を請求しようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出なければならない。

(病気休暇及び特別休暇の請求等)

第18条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後において任命権者の承認を受けなければならない。

2 職員は、1週間以上にわたる第11条第1号若しくは第2号又は別表第2第1号の場合における休暇を請求するに当たっては、医師又は助産師の当該休暇の事由を証する書類を添付しなければならない。

3 別表第2第1号又は第7号の場合における休暇を受けようとする女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第19条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の広域連合長が定める場合には、広域連合長が定める期間)について、一括して請求しなければならない。

(報告)

第20条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(補則)

第21条 この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年福島県後期高齢者医療広域連合規則2号)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成21年福島県後期高齢者医療広域連合規則8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年福島県後期高齢者医療広域連合規則１号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年福島県後期高齢者医療広域連合規則第４号）

この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。

附 則（平成２９年福島県後期高齢者医療広域連合規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

在職期間	日数
1か月に達するまでの期間	2日
1か月を超え2か月に達するまでの期間	3日
2か月を超え3か月に達するまでの期間	5日
3か月を超え4か月に達するまでの期間	7日
4か月を超え5か月に達するまでの期間	8日
5か月を超え6か月に達するまでの期間	10日
6か月を超え7か月に達するまでの期間	12日
7か月を超え8か月に達するまでの期間	13日
8か月を超え9か月に達するまでの期間	15日
9か月を超え10か月に達するまでの期間	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間	18日
11か月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第12条、第14条、第18条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) 出産する場合	その出産の予定日前8週間以内（多胎妊娠の場合にあつては、14週間以内）及び出産後8週間以内の期間
(2) 配偶者が出産する場合	3日以内
(3) 配偶者が出産する場合であつてその出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の8週間後の日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日以内
(4) 妊娠に起因する障害のため勤務に服することが困難な場合	14日以内
(5) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
(6) 妊娠中の職員が通勤のため利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内
(7) 女性職員が生後満1年6か月に達しない子を育てる場合	1日2回各45分以内
(8) 男性職員が生後満1年6か月に達しない子を育てる場合（配偶者が当該子を育てることができる場合を除く。）	1日を通じて1時間30分から前号の場合における休暇又は労働基準法（昭和22年法律第49条）第67条の規定による育児時間若しくはその他の法令の規定による育児時間に相当する時間として配偶者に与えられる時間を減じて得た時間の範囲内で1日2回各45分以内
(9) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する	一の年において7日以内

<p>職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合</p> <p>ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）</p> <p>イ 当該子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助</p> <p>ウ 当該子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添い</p> <p>エ 当該子が感染症にかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれがあるとして学校等への出席を停止され、又は感染症の予防上必要があるため当該子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業（一部の休業にあつては、当該子に係るものに限る。）が行われたことによる当該子の世話</p> <p>オ 当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加</p>	
<p>(9)の2 要介護者の介護その他の広域連合長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当である場合</p>	<p>一の年において5日以内（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日以内）</p>
<p>(10) 生理のため勤務に服することが困難な場合</p>	<p>その都度2日以内</p>
<p>(11) 忌引のため勤務しないことが相当である場合</p>	<p>次に定める日数の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>ア 配偶者 10日</p> <p>イ 血族</p> <p>(ア) 1親等の直系尊属（父母） 7日</p> <p>(イ) 1親等の直系卑属（子） 5日</p> <p>(ウ) 2親等の直系尊属（祖父母） 3日</p> <p>(エ) 2親等の直系卑属（孫） 1日</p> <p>(オ) 2親等の傍系者（兄弟姉妹） 3日</p>

	<p>(カ) 3親等の傍系尊属（伯叔父母） 1日</p> <p>ウ 姻族</p> <p>(ア) 1親等の直系尊属 7日</p> <p>(イ) 1親等の直系卑属 1日</p> <p>(ウ) 2親等の直系尊属 1日</p> <p>(エ) 2親等の傍系者 1日</p> <p>(オ) 3親等の傍系尊属 1日</p> <p>備考</p> <p>1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。</p> <p>2 代襲相続で祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族（父母死亡の場合の子）に準ずる。</p> <p>3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>
(12) 結婚する場合	7日（週休日、休日及び代休日を除く。）以内
(13) 配偶者、父母及び子の祭日の場合	その都度1日
(14) 夏季における家庭生活の充実等の場合	毎年7月1日から9月30日までの期間内において5日以内
<p>(15) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を</p>	1の年において5日以内

<p>営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域における環境の整備、スポーツ及び文化の振興又は国際交流の推進に資する事業（県民の参加を得て実施されるものに限る。）に対して行う活動で、任命権者が特に必要と認めるもの</p>	
<p>(16) 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供を行う場合</p>	<p>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対する骨髄移植のための骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等をするために必要と認められる期間</p>
<p>(17) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(18) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され、又は遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(20) 風水震火災その他非常災害により交通を遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(21) 風水震火災その他の天災地変等により、職員の住居が滅失し、又は破壊された場合</p>	<p>1週間の範囲内において必要と認められる期間</p>
<p>(22) 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(23) 風水震火災その他の災害による通勤途上における身体の危険を回避する場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>